

一般財団法人 青少年国際交流推進センター  
ブロック会議等に対する補助金の交付要領

平成 25 年 4 月 15 日  
理事長決定

都道府県団体会員が開催するブロック会議等の充実等に資するため、予算の範囲内で、次の補助金を交付することができる。

1 帰国報告者(都道府県外)の交通費補助金

最近の事業参加者(内閣府の青年国際交流事業の参加者をいう。)が、帰国報告を行うため、都道府県外から、ブロック単位の会議等(「青少年国際交流を考える集い」を含むものとし、以下「ブロック会議等」という。)に出席するための交通費の補助金として、ブロック内で選考されて派遣された報告者またはブロック内で活動している報告者1人1回につき5千円とし、5名までとする。

2 外国人参加者の参加費補助金

ブロック会議等に参加する外国人の参加費補助金として、同人が納入すべき参加費の額。ただし、参加者1人につき1万円以内とし、5名を限度とする。

3 補助金は、ブロック会議等の実行委員長が立て替え払いしていることを前提に同人の事後の申請に基づいて、同人に交付する。

なお、申請書には、活動奨励金事後申請の場合に準じて、証拠となる資料等を添付しなければならない。

附則

備考:「ブロック会議等」には、ブロック単位の会議のほか次のものを含めることができるものとする。

「2以上の都道府県団体会員(IYEO)又は同団体を含む複数の国際交流関係団体が共同で行う国際交流に関する帰国報告会、事業説明会、研修会」